

函館市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月14日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第28号

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条の7第2項中「または」の後ろに「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「もしくは市民税に充当し」を「，個人の市民税もしくは森林環境税を納付し，もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し，もしくは納入する」に改める。

第27条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には，当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは，給与所得者は，地方税法施行規則で定めるところにより，前項または法第317条の3の2

第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第28条の2の見出しを「(個人の市民税の徴収方法等)」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「及び」を「および」に、「においては」を「には、」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の1項を加える。

3 個人の市民税の均等割を賦課し、および徴収する場合には、森林環境税を併せて賦課し、および徴収する。

第30条の2第1項中「受けている者(」の後ろに「支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。」を加え、「本条例」を「この条および次条第3項」に、「においては」を「には」に、「及び」を「および」に改め、「均等割額」の後ろに「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項において同じ。)」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項および第5項中「によつて」を「により」に改める。

第30条の9第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「規定によつて」を「規定により」に、「既に」を「, 既に」に、「法第17条の2の規定の例によつて」を「, 法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第30条の9の2第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「および均等割額」の後ろに「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条お

よび第30条の9の5において同じ。)」を加え、同項第2号および同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第30条の9の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第8条の3に次の1項を加える。

22 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条の2の2第3項および第14条の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条の7第2項ならびに第28条の2の見出しおよび同条の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第30条の2第1項の改正規定(「受けている者(」の後ろに「支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。」を加える部分を除く。)、同条第2項、第3項および第5項、第30条の9、第30条の9の2ならびに第30条の9の6の改正規定ならびに附則第14条の2の2第3項および第14条の3第4項の改正規定ならびに次条第1項および附則第4条の規定 令和6年1月1日

(2) 第27条の3の2の改正規定および次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の函館市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）第27条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき函館市税条例第27条の3の2第1項に規定する給与（以下「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第8条の3第22項の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第14条の2の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第14条の3第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。